

質問書に対する回答

工事名： 東京外かく環状道路 中央ジャンクション北地中拡幅(北行)工事

No.	質問事項	回答
1	<p> 1 手続開始の公示(説明書) P4,5 第3 調達手続きに参加するための条件等 3-1.競争参加資格 競争参加資格確認申請書におきまして、(6)設計管理技術者と(7)現場代理人または主任技術者又は監理技術者を複数申請する場合、同一の人物(重複して)で申請することは差し支えないでしょうか？ また、実際に重複して(例:設計管理技術者と監理技術者)配置することは差し支えないでしょうか？ </p>	<p> 設計管理技術者においては、手続開始の公示(説明書) 3-1.競争参加資格(6)①資格要件及び②経験の基準を満たす者、現場代理人、主任技術者又は監理技術者においては、手続開始の公示(説明書)3-1.競争参加資格(7)①～③の基準を満たす者であれば、同一の人物で申請及び重複して配置しても構いません。 </p>
2	<p> 2 VI.技術提案書様式 VI.(6)工程計画表(様式4-3-3) 技術提案書(全般)におきまして ◇すべての技術提案書において、文字の大きさは10ポイント以上を標準とする。 ◇技術提案書には図表を含んでも良いが判読可能であること。 との記述の一方で、10月12日の質問において 「図表のフォントについては、判読可能であれば10ポイント未満でも構いません。」と回答されています。 VI.(6)工程計画表(様式4-3-3)についても判読可能な範囲ならば10ポイント未満でも構いませんか？それとも「記載上の注意事項」の文字の大きさは、10ポイント以上を標準とする内容(概略工程)が適切でしょうか？ご教示願います。 </p>	<p> 工程計画表(様式4-3-3)については、「記載上の注意事項」に示すとおり、文字の大きさは10ポイント以上を標準とします。 </p>